

平成30年第6回教育委員会定例会

開会年月日 平成30年3月22日(木)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
 同 委 員 坂 口 節 子
 同 委 員 外 松 和 子
 同 委 員 長 島 良 介
 同 委 員 高 柳 誠

議 題

1 議案

- (1) 議案第12号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第13号 練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第14号 練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第15号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第16号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第17号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第18号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕

- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕
- (13) 平成29年陳情第6号 練馬区立小中学校教科書採択制度の改善を求める陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路整備に関する有識者委員会の検討事項について〔継続審議〕
- (3) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 平成30年予算特別委員会における質問項目について
 - ② その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 10時59分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大羽 康 弘
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	竹 内 康 雄
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事（教育政策特命担当）	齋 藤 健 一
同 学校教育支援センター所長	清 水 優 子
同 光が丘図書館長	桑 原 修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同 こども施策企画課長	橋 間 亮 二

同	保育課長	三浦康彰
同	保育計画調整課長	近野建一
同	青少年課長	加藤信良
同	練馬子ども家庭支援センター所長	宮原恵子

教育長

平成30年第6回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方はいない。

それでは、案件に添って進めさせていただく。本日の案件は、議案8件、陳情13件、協議3件、教育長報告2件である。

- (1) 議案第12号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第13号 練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第14号 練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第15号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

初めに議案である。議案第12号、練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則、議案第13号、練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会規則の一部を改正する規則、議案第14号、練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則および議案第15号、練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

これら4件の議案については、関連する内容なので、まとめて説明と質疑を行いたいと思う。では、議案の説明について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

4件の議案は、組織の改正に伴う規定の改正である。課の変更については、説明をしたとおりだが、係も含めた規則であるので、係も含めた変更についてお話をさせていただいた。

何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

それでは、議案第12号から第15号までについては「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、「承認」とさせていただきます。

(5) 議案第16号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第16号、練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則、資料5が出ているので、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

今、説明があったように、以前の教育委員会で、新設あるいは改正について若干、説明をさせていただいているが、規則の改正ということで、より細かく説明をさせていただいた。これについて、何か質問はあるか。

高柳委員

この1から4までについては、今まで説明があり、それぞれの課題に対応するような、新設であるので、大変よいことであると思う。

質問であるが、1と2、「経営補佐」と「副校長補佐」、また「スクール・サポート・スタッフ」については、予算特別委員会の質問内容にも出ていて、練馬区でも全部合わせて8名程度が配置されたということだが、それぞれの職種によって、何人ぐらい配置されたのか、また、今後の見通し、さらに来年度以降の見通しはどうなっているのか、お知らせいただければありがたい。

坂口委員

地域の掲示板の中に、スクール・サポート・スタッフの募集のポスターを見かけた。どのくらいの方がそれに応じていらしたのかということも知りたい。

教育長

募集状況等を答えられるか。

教育指導課長

学校経営補佐、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフは、いずれも都の補助金対象の事業である。現在、都議会開催中であるので確定ではないが、現段階で内報をいただいている数を申し上げる。

学校経営補佐については、1校1名、副校長補佐については2校2名、スクール・サポート・スタッフについては5校5名ということで、合わせて8校8名という数字は、以前申し上げたとおりである。

人選については、これも以前ご説明したとおり、初年度であるので、可能な限り学校での勤務経験者にお声をかけ、どうにか8名確保して、各校に4月から配置できる準備を整えている。

次年度以降であるが、都の事業、それから国の事業ということもあり、初年度の動向を見て予算組みがされることになろうかと思うが、練馬区としても配置された8人から話を聞くなどして、学校のためになるような、より効果的な運用ができるように進めていきたいと考えている。

教育長

学校経営補佐等については、こういった状況だということである。

高柳委員

わかった。よろしく願います。

教育長

坂口委員の質問に対して、募集状況はどうか。

坂口委員

支援員を募集していますというポスターを見たのだが、これは違う事業のものか。

教育指導課長

スクール・サポート・スタッフのポスターはつくっていなが、学校地域連携事業の学校サポーターについては、現在も募集をしていて、ポスター等でも周知を働きかけている。順調に数は伸びており、登録をしていただき、登録者のできる内容等を勘案し、学校からの申請を受けて、マッチングできるところはマッチングするように進めている。数的には非常に増えているというわけではないが、サポーターの数については、着実に充実が図られている。

外松委員

関連して、今は学校や保育の現場に対して、サポートしていくためにいろいろな支援のスタイルがある。名称もいろいろな名前がつけられるので、ぱっと名前を見ただけでどんな内容だったかと思うこともある。この先、場合によっては、ネーミングなども考えていかなければいけないのかなと思ったりする。

また、4番の医療ケアであるが、区立保育園が現在3園あるが、3園それぞれに一人ずつということか、それとも、どこか1つの園にこういうシステムを導入していくことなのか。

保育課長

今回の改正については、区立保育園に医療的ケアをするための非常勤職員、これを配置するために勤務時間を保育園にあわせて改正するというものである。

現在、区立保育園では2名の方が医療的ケアを受けている状況である。

教育長

需要に応じてということであるので、あらかじめ全園に配置するということではない。

外松委員

わかった。ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、議案第16号についても「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、「承認」とさせていただきます。

(6) 議案第17号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

教育長

それでは、次の議案である。議案第17号、練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、資料6が出ている。説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

引用している施行令が変わり、項が新しく増えたので第1項とするということであって、キッズウィークを採用するということではない。これはよろしいか。

高柳委員

4ページの耳なれない言葉で、「体験的学習活動等休業日」とあるが、今、言った「キッズウィーク」とかそういうものか。この趣旨と、練馬区ではこういうことを検討しているのかどうか、教えていただきたい。

学校教育指導課長

「体験的学習活動等休業日」がいわゆる「キッズウィーク」のことにあたる。これの設定について国は動いているが、多くの自治体でまだ具体化をしていないという状況である。練馬区においても教育長から申し上げたとおり、規定の整備をしたからといって

すぐにキッズウィークを設定するというのではなく、今後協議をして進めていくものと考えている。

高柳委員

わかった。

教育長

キッズウィークというのは、夏休み等を減らして、その分、秋などに休日を多く設けるということだが、子供だけ休ませても親たちが休めるのかという条件整備がないと、実現は難しいのではないかと思う。そのあたりは、我々としてももう少し考えていかなければ、新しい制度や仕組みを取り入れることにはならないかなと思う。現時点では、我々としては、導入するつもりではないということである。よろしいか。

それでは、議案第17号についても「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、「承認」とさせていただきます。

- (7) 議案第18号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則

教育長

続いて、議案第18号、練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則で、資料7が出ている。説明をお願いします。

学校教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

幼稚園教諭の初任給が少し低かったため、今まで暫定的にプラス2号調整を行っていたが、特別区の人事制度の改正に伴う昇給制度が見直されたため、その必要が事実上なくなっているということである。

何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

それでは、この議案についても「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、「承認」とさせていただきます。

- (8) 議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

それでは、次の議案である。議案第19号、練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則で、資料8が出ている。説明をお願いする。

学校教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

何かご質問はあるか。
よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

この議案についても「承認」とさせていただきます。
以上で、議案は終了した。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画（素案）の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕

- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (11) 平成28年陳情第2号 区立中学校における職場体験対象に関する陳情〔継続審議〕
- (12) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕
- (13) 平成29年陳情第6号 練馬区立小中学校教科書採択制度の改善を求める陳情〔継続審議〕

教育長

次に陳情につきましては、本日のところ特に大きな変化はないということであるので、本日のところは「継続」とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、継続とさせていただく。

- (1) 光が丘第四中学校の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路整備に関する有識者委員会の検討事項について〔継続審議〕
- (3) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。協議案件の(1)から(3)については、本日のところは継続とさせていただき、次回以降に協議を行いたいと思うので、よろしく願います。

(1) 教育長報告

- ① 平成30年予算特別委員会における質問項目について
- ② その他
 - i 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - ii その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は2件報告がある。それでは、報告の1番について、願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

いただいた質問の項目だけの形の資料になっているので、この部分をもう少し聞きたい

ということや、これはどういう質問だったのか、どう答えたのか等、ご意見ご質問があればお出しただければと思うが、いかがか。

高柳委員

この資料の内容を見ると、教育委員会の事業の全般に渡って、とても根幹的なこと、また具体的なことがいろいろ質問されている。これは教育委員がこの会に出て拝聴することはできるのか。今まではそういうことはやっていないのか。

教育長

教育委員をいわゆる理事者側として出席してもらおうという形にはしていない。しかし、傍聴はできる。それは構わない。教育委員としてご出席を求めるといふ議会側からの仕組みにはなっていない。

高柳委員

わかった。

1つよろしいか。学校徴収金システムについて、学校現場としても教職員の事務軽減ということで、非常に要望が強いところだと思うが、進捗状況やどのように答えられたのかということをお知らせいただければありがたい。

教育総務課長

学校徴収金管理システムについては、非常勤職員による着服事件等あり、取組を始めたところである。内容としては、教職員が現金を触らずに口座振替によって保護者から集金をして、支払いについても、今は金融機関に行き支払いを行っているが、そういったことをせず、パソコン上の操作によって、支払われるというものである。

このシステムは、事故防止に加え、教職員の負担軽減にも資するというので、進めてきた。システムの導入を進めているうちに、「教員の働き方改革」ということが非常に強くなってきたため、区では、このシステムは働き方改革に大きく役立つということ東京都に強く言ってきた。他区においては、同様のシステムをつくる際には、いわゆる給食費だけを口座振替で徴収して支払うということをやろうとしているのだが、練馬区の場合は、教材費等についても取り扱うということで、他区にないシステムをつくるということをアピールしてきた。その結果、東京都の学校における働き方改革推進プランに練馬区のシステムがモデルとなり、補助金の創設に至ったものである。

補助金について、かかる費用の2分の1補助で、2,000万円限度である。練馬区の来年度予算としては、3,000万円程度システム開発に充てており、この額をそのまま3,000万円とすると1,500万円東京都から補助がもらえる見込みがついたという形になる。

教育長

給食費と教材費について、中学校では両方とも口座振替なのだが、小学校の場合、教材費は現金の取扱いになっていた。それを担当していた事務職の非常勤職員が着服事件

を起こしてしまったということもあって、教職員が現金を一切触らないような仕組みをつくっていかうと、これまでいろいろ取り組んできたところである。何とか目途がついて、30年度4月から具体的なシステムの開発を行って、31年度から運用を開始したいと思っている。経費のかかる事業なので、財源を確保しなくてはいけないため、東京都に対して働きかけを行い、東京都も国や都が進めている教員の働き方改革に資する取組だということ認めてくれた。2分の1補助という仕組みを新しくつくってくれたので、我々としては、ぜひこのシステムの導入を加速させ、学校現場で活用してもらえればと思っている。

ただ、教職員にとってみれば、今までやっていたことは大変だけれど、今までの方法がやりやすいということもあって、新しくやり方を変えるのは大変なことである。学校の協力を、もっと言えば、先生一人ひとりの協力をいただいて、このシステムが導入されれば、必ず楽になるのだから、ということ、繰り返し説明しながら進めていかなければならない。

外松委員

小学校でも、補助教材など臨時に集めなければならないお金を、ご説明いただいたように口座振替になるということは、かなり負担軽減になることだと思う。中には、支払が遅れる家庭もあったり、おつりも返さなければいけなかったり、現実にはそういうこともある。集めた分のお金が合っているのかの確認や、業者への支払いなど、目に見えない形で手間は結構あるので、大分軽減されるのではないかと思う。先生方としても、口座振替になると、必要な補助教材などの長期的な見通しを学期ごとにきちんと立てて、進めていくということも恐らく必要になってくるかと思うが、どちらにしてもかなり負担軽減になるのではないかと私は思っている。

教育長がいろいろ心配されているように、確かに今までどおりのやり方を変えるということは、どういうジャンルでも抵抗のあることだと思うが、よい方向に変わっていくということで喜ばしいと思っている。

坂口委員

1ページの5の(1)だが、こういった質問に対して、どのようにお答えしたのか。

教育長

これについては、国側で目標を設定しているようなので、確かそれを説明した。

教育指導課長

英検の合格者数が国の計画の指標にもなっており、現段階だと平成32年度に中学校3年生卒業段階で英検3級程度以上を60%という指標がある。

この答弁の中では、現段階で練馬区の中学3年生の子供たちの英検3級程度以上の力が51%というところもお伝えし、英検の補助を契機として60%にさらに迫っていきたいという趣旨の回答をした。

坂口委員

まだ実施もしていないのに目標値という質問に対して答えるのは、大変だったろうなと思った。わかった。

教育長

ほかにいかがか。
どうぞ、外松委員。

外松委員

3ページ、20番の(2)は、小中一貫教育について、予算をかけて進めているが効果があるのかとか、どのようなトーンの質問だったのか。

教育指導課長

トーン的には批判的な話ではなかった。2校目の検討をずっと進めているがその状況はどうなのかということ、あとは、実際に小中一貫教育をやっているがどのような効果が得られているかなどの質問であった。

効果については、いわゆる中1ギャップの軽減につながっているということは大きいと答弁したところである。

外松委員

練馬区の場合は、どうしても小中が離れているので、実際には離れた学校での連携ということを中心にしながら、ここ何年間かずっと進めてきている。1月に小中一貫教育フォーラムがあり、パネルの展示など、私も何回か行かせていただいている。連携を行うことによる先生方の意識の変化等のお話があった。忙しいけれども、連携の計画を立てて、進めていくことで少しずつ効果が上がってきているという声を聞いているので、どんな質問だったのか気になった。

高柳委員

4ページ、保育のことで、今までもいろいろ資料を出していただき、保育所の待機児童のことについては、大分明確になっているが、定員の拡大について、今、報道等で他区の待機児童が多い等、いろいろ問題になっているが、練馬区の現状はどうか、どのように答えられたのか教えていただければと思う。

保育課長

現在、報道等で報道されているものについては、一次選考で申し込みをしたにも関わらず、内定に至らなかった人の数が報道されていると認識している。ちなみに練馬区においては、申込件数については前年度から256人増えて、5,386人になっている。そのうち非内定のお知らせを出した方については、1,842人になっており、これが一次の結果である。

ただ、この1,842人の中には、今、在園していて、ほかに転園をしたいという方も

一定程度含まれているということと、この後、二次選考を実施するが、そちらについても昨年に比べて、倍の定員数を確保しているということもあり、ほかの地域も含めて、待機児童がどのくらい出るか等、数の確定には至っていない状況である。練馬区についても同様で、数の確定ができるのは、大体5月に入ってからと想定している。

教育長

今の時期に一次申込みの内定が出るので、マスコミはその数を受けて、待機児童問題ありなどと報道している。しかし、最終的に入れるか入れないかは、4月以降でないといけないわけであって、我々としても努力している。あくまでも途中経過なので、これからの動向を見定めなければ、待機児童の最終的な数は出てこない。

確かに申し込みは増えた。それは事実なので、正直言ってなかなか厳しい。もちろん定員の枠も広げてはいるが、相当数増えている。

ほかにかかか。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

最後の8ページの9番は、どのような意図で質問が出たのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

練馬区では現在、区内の公園を使い、外遊びの活動をしているが、「森のようちえん構想」については、区内にある憩いの森等を活用して、子供たちを集めて外遊びを行うことなどその可能性や実施に向けて検討してほしいというご質問であった。現在、所管しているみどり推進課では、既に保育園、幼稚園の遠足等で憩いの森は利用しており、継続的な利用については今後調整が必要になるが、使えるか使えないかということであれば使える方向であるということで、今後、外遊びの事業を拡大していく中で検討させていただくと答えさせていただいた。

坂口委員

屋外、特に自然のたくさんあるところに出て過ごす時間を、保育や幼稚園の時間の中に入れてほしいということか。

こども家庭部長

「森のようちえん」となっているが、いわゆる学校教育法上の幼稚園でないのはご承知のとおりである。例えば、私立幼稚園や私立保育園などの協力をいただいて、近隣の緑のある公園等を使って、恒常的にその子供たちに対して、外遊び等の事業で遊ばせる場を提供してほしいという、それがご質問の趣旨である。例えば、月に何回という形で外遊び事業を、子ども家庭支援センターで行っていたり、保育園では、毎日の保育の中で子供たちを公園に連れていったり、幼稚園でも同様のことをやっているが、そういうことではなく、事業としてこれを確立していただきたいということである。

結果的に、前回の委員会のおきにお出しした、一般質問の方と同じ趣旨の質問が予算特別委員会が出た。我々としては、恒常的とまでは、現在まだ至っていないが、外遊び事

業は日数を拡大したり、エリアを増やしたり、いろいろなことを行っているのです、そういうことの延長線上にあるのだろうということである。

一方では、お金をとつてもよいから、取り組んだほうがよいのではないかというご指摘もこの方からはいただいている。我々の場合は、どちらかというは無償で提供することを基本としているので、こども家庭部に投げかけられた課題というよりも、全庁的に緑を使った子供のための事業、特に未就学の子供を対象として、今後検討していくことになるかなと思っている。

教育長

全国的にこのような「森のようちえん運動活動」みたいなものがあるからではないか。それに準じた活動ができないかというご質問であった。

坂口委員

練馬区は憩いの森はあちこちにあるし、ドングリの実を拾いに子供たちがよく来ている姿を見かけるから、こういったことをどこでもやれるような形になるとよいのかもしれない。

教育長

緑が豊富な練馬区だからこそ、こういう事業を充実したらどうかという提案なので、今、こども家庭部長が言ったように、全庁的な角度から検討していくというお答えをしたと思う。

坂口委員

はい。わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

個別に聞きたいことがあれば、所管の課長にでも尋ねていただければ、お答えさせていただきますが、いずれにしても予算特別委員会でこれだけ多くの質問があったということをご承知おきいただければと思い、資料として提出させていただいた。よろしく願います。それでは、その他の報告である。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

定例の教育委員会後援名義についての報告であるので、これはよろしいか。

坂口委員

少し聞きたい。毎年、後援名義いただいているという団体の方から、後援名義の見直

しのために今年は断られたので、後援名義の基準判断はどうなっているのかという質問を受けた。

教育長

何かそういった話は聞いているか。

教育総務課長

特段、聞いていない。

教育長

後ほど確認をさせていただいてもよろしいか。

坂口委員

結構である。

教育長

では、よろしいか。

それでは、以上で用意した案件は終了したが、何かその他、事務局から特にないか。

教育総務課長

特にない。

教育長

各委員から何かお聞きになりたい点があれば、お話しただければと思うがよろしいか。

高柳委員

今日でなくてよいが、新学習指導要領の移行に向けて、国の学習指導要領の内容等というか、練馬区でどの辺りに重点を置き、力を入れて2年間で移行していくかなど、新しい資料は要らないので、現行の今ある資料で、4月にこの委員会で簡単に説明していただければありがたいと思う。よろしく願います。

教育長

今、何か説明できることはあるか。

教育指導課長

来年度から移行措置が2年間始まる。それに向けて、国から各学年で指導すべき内容が詳細に示されている。また、時間数で言えば3、4年生の外国語活動がプラス15時間、5、6年生の外国語活動プラス15時間ということが示されているので、まずは示されている内容、時数を確実に行うということを働きかけている。

具体的には、いわゆる履修漏れがないよう、各学年で移行措置期間に追加される内容

については、既にこちらで一覧表をつくっている。それをチェック表として各学校に事前に渡しておいて、各学期の終わりに授業時数を報告していただく際、1学期で終了した、もしくは、1学期で終わらないが2学期には実施をする予定であるというような確認の手段をとっている。

委員からのご要望の資料については、また改めて相談させていただいて用意を行う。

教育長

新しい学習指導要領に向けての移行期間であるので、どういうところが変わるのかということをもとめて整理しておいてほしい。もし課題があるのであれば、課題も加えた形で資料まとめてもらい、4月以降の委員会に提出していただき、新しい学習指導要領のもと、学校現場では時数の増も含めてであるが、どのように変わっていくのか、委員の皆さんと一緒に共通認識を持ったほうがよいと思う。よろしく願います。

ほかにかがが。なければ、以上で第6回教育委員会定例会を終了する。